

農業農村整備に必要な予算確保に関する意見書

国は、本年3月末、「食」と「地域」の早急な再生を目指した新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、その中で、我が国の農業生産力を支える重要な役割を果たしている農業生産基盤は、必要な整備等を今後とも推進することとしている。

しかしながら、平成23年度の国の概算要求額は、6割以上削減された平成22年度のおおざか5%増にとどまり、農山漁村地域整備交付金については現状維持で、大幅に削減されたままの状態となっている。

さらには、環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への参加表明や菅総理大臣を本部長とする「食と農林漁業の再生推進本部」が設置され、持続的な力強い農業を育てる対策について検討がされようとする一方、農業の生産基盤である農地や水の整備を行う農山漁村地域整備交付金については、政策コンテストの結果を見れば、概算要求額の確保さえままならない政策的整合性を著しく欠く状況となっている。

農産物価格の低迷や農家の高齢化等で地域農業の継続さえ厳しくなっている農村では、予算削減やTPP等の問題を契機として、農業の先行きについての不安感がさらに広がり、それが絶望感に変わりつつある。

このように、必要な予算が確保されず整備が先送りとなれば、地域の農業振興、集落機能の維持や地域資源の保全への悪影響だけでなく、そのつけを次世代に回すことになり、将来の食料の安定供給や財政負担への不安を増幅させるものである。

よって、国におかれては、食料・農業・農村基本計画における農業農村整備に関する施策を具体的に推進するとともに、「食と農林漁業の再生推進本部」で検討される力強い農業を実現するためにも、予算編成に当たり下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

- 1 農業農村整備事業及び農山漁村地域整備交付金については、農業生産の基礎的整備に必要な施策であり、十分な予算を確保すること。
 - 2 特に、農山漁村地域整備交付金については、地方自治体が裁量を発揮して取り組む制度であることから、地方が必要とする予算規模に拡大すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

熊本県議会議長 小杉直

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	西岡武夫様
内閣総理大臣	菅直人様
財務大臣	野田佳彦様
農林水産大臣	鹿野道彦様